

サロンえぐち



第1回 テーマ

「民法の「遺留分制度」は必要か」



【概要】

遺言で自分の財産を自由に残せるとしたら、家族の取り分はどうなるのでしょうか。一方で、家業や会社を継ぐ人に財産を集中させなければ、事業が続かない場合もあります。民法の「遺留分制度」は、相続人に最低限の取り分を保障する制度ですが、それは公平を守る仕組みなのでしょうか。それとも、かえって家族や事業の円滑な承継を妨げることもあるのでしょうか。専門的な知識は必要ありません。身近な相続の問題として、皆さんと一緒に考えてみましょう。

【日程】

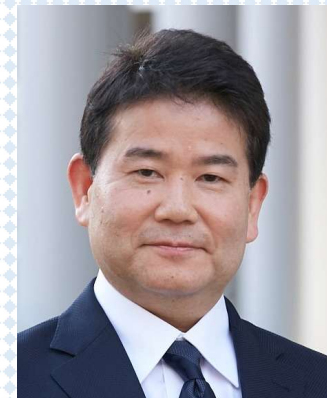
2026年6月17日(水) 15:00~16:30

【会場】

埼玉学習センター9F 第4講義室

【定員】

20名(先着順)



担当教員:江口 幸治
埼玉大学学術院 教授/
埼玉学習センター客員教授

2026年度第1学期面接授業
「現代社会の変化と民法改正」を担当

申込・お問合せは..

放送大学 埼玉学習センター

☎048-650-2611

✉saitama-sc@ouj.ac.jp

まで。皆様のご参加をお待ちしています！

